茨城県が分譲するTX沿線の業務用地や住宅用地の購入を検討している
企業や個人の方の情報を提供していただき、成約に結びついた場合、

立地希望企業等紹介制度

最大 **3,000万円**

法人の場合
地方税、地方消費税込

情報提供対象者

すべての方が情報提供できますが、立地を希望する企業の関係者や住宅用地の買主及びその共有名義人になることができる者、公務員など県が不適当と認める者からの情報は受付できません。

報償額

分譲代金の1%（千円未満切捨て）（消費税及び地方消費税を含む）
※情報提供者が法人の場合3,000万円、個人の場合200万円を上限とします。

土地購入者　　**情報提供者**

募集（入札説明書配布）

「※紹介制度適用申込書」を提出
（土地購入者と情報提供者の連名）

県より受理書の交付

入札書提出、落札
（宅地分譲購入申込書提出）

県と土地売買契約締結

分譲代金の支払い・土地引渡し → **報償の請求後に支払い**

※紹介制度適用申込書の提出における注意事項

茨城県立地推進部宅地整備販売課、茨城県土浦土木事務所つくば支所のいずれかに提出してください。**なお、提供していただく対象物件の購入を検討している企業や個人の方に関する情報を、すでに県が把握している場合などは原則として本制度の適用外となります。**また、宅地建物取引業を営む方などを対象とした媒介制度との重複利用はできません。

〈提出書類〉
(1)紹介制度適用申込書及び必要書類※
　※登記事項証明書（法人の場合）または住民票（個人の場合）、印鑑証明書
(2)誓約書
〈対象物件〉
・商業・業務用地又は住宅事業用地
・個人向け住宅用地のうち、公募抽選後、先着順申込受付を開始した日から1か月以上を経過した用地（ただし、県と住宅事業者等が共同で分譲事業を行っている場合を除く。）